

大阪市告示第1403号

次の施設について、大阪市立老人福祉センター条例（平成16年大阪市条例第16号）第5条第2項の規定により読み替えられた同条例第4条第2項の規定に基づき、次のとおり供用時間の変更について承認したので、同条例第5条第2項の規定により読み替えられた同条例第4条第3項の規定に基づき告示する。

令和6年10月17日

大阪市長 横山英幸

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立住之江区老人福祉センター	令和6年10月31日（木）	午前10時から 午後8時まで

（福祉局高齢者施策部高齢福祉課）